起業地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、小石原川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の補給を目的として、佐田川から小石原川に導水し、小石原川における活用可能な水量を増やすための延長５kmの導水施設並びに堤高139.0m、総貯水容量40,000,000㎥のロックフィルダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、小石原川に江川ダム、佐田川に寺内ダムが既設されていることを踏まえ、洪水調節容量を有しない江川ダムの容量振り替えなどの方法を含め、合理的なダムサイトを検討した結果、小石原川の江川ダムより上流の地域が妥当とされたため、江川ダムより上流の地域において下流案、中流案(申請案)及び上流案の３案による比較が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、水没戸数は上流案より多いものの、基礎掘削量が最も小さく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の導水施設のルートについては、佐田川から小石原川への自然流下が可能な位置であること、集水面積が大きくなる位置であることなどを条件として選定された、佐田川の朝倉市佐田字木和田地先から小石原川の同市江川地先の間において、貯水池直近通過案（申請案）及び断層回避案の２案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は近隣の集落に対する地下水の水位低下の可能性が小さく、曲線区間及び施工延長が短く施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、小石原川を含む筑後川流域では幾度も洪水被害が発生していること、近年頻発する渇水が動植物の生息及び生育環境等に影響を及ぼしていること、福岡県南地域における今後の上下水道整備に伴う新たな水需要に対応する必要があること、利水計画規模を超えるような異常渇水に対応する必要があることなどから、筑後川流域の洪水調節、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の補給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、利水者である福岡県南広域水道企業団や水源地の自治体の長等からなる、小石原川ダム建設推進筑後川流域連合等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県朝倉市役所及び朝倉郡東峰村役場

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　福岡県朝倉市江川字椎木ヶ堂、字甘ヶ瀬、字琵琶ノ首、字松平、字椎場、字ホクソ木、字栗河内、字フジノ元、字市ヶ平、字広見、字走除、字籾岳及び字アバラキ並びに佐田字佐田山、字安谷、字彦道、字苫平、字箭原、字木和田及び字口ノ原地内

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ及び字水浦地内

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦地先国有林

○海上保安庁告示第一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十七年一月六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構

神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二四度三〇分東経一二二度三〇分、北緯二二度三〇分東経一二三度三〇分、北緯二二度三〇分東経一二六度、北緯二六度一二東経一二一度九度三〇分、北緯二七度一五分東経一二一度五度の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十七年一月七日から平成二十七年一月二十九日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビームによる音響測深機による海底地形調査等

四　航行水路船舶に対する安全処置

イ　水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第十五号）第六条に定める標識を掲揚する船舶は、